

1 事業名

所沢市手数料条例の一部改正

2 事業の概要

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

- (1) 戸籍届書、添付資料等の画像情報等からなる「届書等情報」の内容の証明及び閲覧に関する手数料を定める。
- (2) 国民が他の行政機関に対し、戸籍証明に代わり、戸籍の全部を証明したものである電子証明書を提出できるようにするため、「戸籍電子証明書提供用識別符号」等の発行に関する手数料を定める。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても、令和 6 年 3 月 1 日の施行に合わせて同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

戸籍法、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第2号 所沢市手数料条例の一部を改正する条例

(手数料の計算単位の特例)

第3条 略

2 略

3 戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付及び戸籍証明書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項の戸籍証明書をいう。以下同じ。）又は除籍証明書（同項の除籍証明書をいう。以下同じ。）の交付に係る手数料は、1通についての金額とする。

4 次の各号に掲げる閲覧に係る手数料は、それぞれ当該各号に定める計算単位についての金額とする。

(1)~(4) 略

(5) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件

5・6 略

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事項及び区分	金額
略	
戸籍証明書の交付	450円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に</u>	400円

(手数料の計算単位の特例)

第3条 略

2 略

3 戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付に係る手数料は、1通についての金額とする。

4 次の各号に掲げる閲覧に係る手数料は、それぞれ当該各号に定める計算単位についての金額とする。

(1)~(4) 略

(5) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧 書類1件

5・6 略

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事項及び区分	金額
略	
<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付</u>	450円

係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
略	
除籍証明書の交付	750円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	700円
略	
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)又は同法第126条の書類に記載した事項の証明書の交付	略
戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	350円
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁	略

略	
磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	750円
略	
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)又は同法第126条の書類に記載した事項の証明書の交付	略
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁	略

又は認知の届出の受理の証明書の交付	
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	略
略	

又は認知の届出の受理の証明書の交付	
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	略
略	